



基金を運用することといたそうとするものであります。

その一つは、國際的取扱に基いて日本に割当られた物資であります。

これは國際原科割当会議によつて、輸入の使途につき規制する必要がありま

すので、緊要物資輸入基金の運用に

よりこれを政府において取得すること

といいたいのであります。

次に、外國における輸出統制物資等

で、政府以外の者による輸入が困難な

もの、又は政府による輸入を有利とす

るものでありまして、例えば外國にお

いて政府相手でなければ輸出をしない

もの、又は民間において輸入をすると

ときは、競争のため輸入価格を上昇さ

るもの等であります。が、こ

れらの物資についても本基金の運用に

より取扱うことといたいのであります。

次に、外國為替資金特別会計法の一

部を改正する法律案であります。

現在、外國為替資金は、対外支拂手

段及び外貨債権並びに対外支拂の決済

上必要な金、銀地金の売買等に運用す

ることになつてゐるのであります。

最近の外國為替等の保有高の増加に鑑

み、同資金を有利確実な外貨証券にも

運用し得ることとすることが適当と認

められますので、外國為替資金特別会

計法に所要の改正を加えるためこの法

律案を提出いたした次第であります。

このほか、今国会で目下御審議を願

りますのに伴いまして、外國為替資

金に属する銀地金については、大蔵大臣の指定する価額によつて評価すること

といたしているのであります。

第四番目の法律案であります。接収貴金属等の数量等の報告に関する法律案の理由であります。

おいて政府及び日本銀行等の公的機関

を初め、旧軍需会社等の保有していた

金、銀、白金等の貴金属及びダイヤモ

ンドを占領軍自身の手で直接接収し、

管理して来たのであります。平和條約の発効とともに、これら貴金属等を

政府に引渡し、その処理は政府に任せ

られたのであります。政府といたしま

しては、これらの引渡しを受けた貴金

屬等を、その接收を受けた旧所有者等

に對しまして、返還その他の措置を講

ずる必要があるのであります。何分

にも接收に關しましては、政府は全く

関與いたさなかつたため、現状におい

ては接收を受けた者の住所、氏名及び

接収された貴金属等の種類、数量そ

の他が不明であります。これららの事項

を明確にすることが先ず必要であります。

以下その内容を調査確認す

るため、接收を受けた者から必要な報

告を徵すことといたし、この法律案

を明確にすることが先ず必要であります。

以下その内容を調査確認す

るため、接收を受けた者から必要な報

告を徵すことといたし、この法律案

を明確にすることが先ず必要であります。

以下その内容を調査確認す

るため、接收を受けた者から必要な報

告を徵すことといたし、この法律案

を明確にすることが先ず必要であります。

以下その内容を調査確認す

るため、接收を受けた者から必要な報

め虚偽の報告をすることを防止するた

め、虚偽の報告をした者に対する罰則

を設けることといたしました。

最後に、一件御承認を求める案件で

あります。

即ち只今議題となりました地方自治

案の提案の理由であります。

法第百五十六條第四項の規定に基き、

税關の出張所及び監視署の設置に関し

承認を求める件につきまして、その提

出の理由を御説明申上げます。

最近における外國貿易の趨勢、密貿

易の動向及び北緯二十九度以北の島嶼

の我が国の行政権下への復帰等に鑑み

まして、税關行政の円滑な遂行及び密

貿易の監視取締の完全を期するため、津

久見税關支署佐伯監視ほか一監視署を

出張所に改めますと共に、神戸税關節署

監視署ほか二監視署を新たに設置する

ことといたしましたく、ここに国会の御承

認をお願いいたした次第であります。

次にその内容の概略を申し上げます

と、先ず、津久見税關支署管内の佐伯

港は、港湾設備が整備された天然の良

港で、又背城産業も最近とみに隆盛を

來たしており、その上二月十日に發せ

られた安全宣言を契機としてセメント

ト、木材等の輸出が増加して税關業務

も急増する傾向にありますので、現在

の佐伯監視署を出張所に昇格いたした

のであります。又、釜石税關支署管

内において貴金属等を占有していくこ

とに於ける影響を考慮いたしまして、姫路市

監視署を新設いたしたいので

あります。又津久見税關支署管内の佐

港ノ開港は、地理的にも重要な地位に位

置し日本鉄業佐賀ノ開設練所の門戸を得

て出入いたします外國貿易船も次第に

増加しております。この地と

琉球及び南西諸島方面との間に非鉄金

屬類の密輸が相当活発に行われております

ますので、この地に監視署を新設いた

したいのであります。

更にこのたび我が国の行政権下に復

帰いたしました鹿児島県大島郡十島村

のうち、いわゆる下七島は、中ノ島を

主要中繼地として、從来から我が国と

奄美大島、琉球方面との間の密貿易の

主要中繼地となつております上、近く

この島を経由する鹿兒島那覇間の定期航路も予定されておりますので、密

貿易の取締と税關行政の円滑を期する

ため、中ノ島に監視署を新設いたしま

したのであります。

以上のように二出張所及び三監視署

を設置いたします半面、行政機構簡素化の趣旨に鑑み、現在見るべき貿易実績もなく、密貿易事件も僅少と思われ

ますところの門司税關六連出張所、神戸税關真浦監視署及び淡路監視署を廢止

し、又青森税關支署大湊出張所を監視署に改めることとしたのであります。

先ず税關手続の簡易化に関する國際

條約關係につきまして、第一点といた

しまして関税の担保の種類を現在金

銭、國債、それから税關長が確實と認

めたの規定並びに精神に鑑みまして、現在の法律中これらの規定、精神に鑑み

まして改廃を要する事項をこの際改正

をしもうといふのがこの法律案の趣旨

でござります。

先ず税關手續の簡易化に関する國際

條約關係につきまして、第一点といた

しまして関税の担保の種類を現在金

銭の一部を改正する法律案についての内容の説明を求めて

○政府委員(北島武雄君) 関税法の一部を改正する法律案についての内容の説明申上げます。

平和條約の締結に伴いまして、平和

條約の宣言のところに、日本はできる

だけ速かな機会において各種の国際條

約及び協定に加入し又は参加の承認を

申請することとなつておりますが、そ

のうちで税關手續の簡易化に関する国

際條約、貨物の原産地虚偽表示の防止

に関する協定及び國際民間航空條約に

は税關手續に関する事項が規定されて

おりますので、これらの條約及び協定

の規定並びに精神に鑑みまして、現在

の関税法に挿入することを必要とする

事項を挿入いたしますと共に、なお現

在の法律中これらの規定、精神に鑑み

まして改廃を要する事項をこの際改正

をしもうといふのがこの法律案の趣旨

でござります。

先ず税關手續の簡易化に関する國際

條約關係につきまして、第一点といた

しまして関税の担保の種類を現在金

銭、國債、それから税關長が確實と認

める社債といふことになつております

が、このほかに新たに保証人の保証を

附加えた点であります。税關手續の簡

易化に関する國際條約の第十六條の附

属書の第六項には、関税の保証として

は正當に担保された証書又は現金支拂

のいずれの形式であつてもこれを認め

ることが要請されておりますので、我

が国の実情も考慮いたしまして担保の範囲を保証人の保証まで拡げたとい

う内容でございます。現在関税法及び関

税法には諸所に保証の要す

場合が規定されています。例えば  
関税法の第三十四條におきましていわ  
める輸入免許前の引取という制度がござ  
いますが、これは輸入いたしました  
際に、品目の分類或いは税率の適用な  
どにつきましていろいろ疑惑があると  
いう場合に、その疑義がきまるまで通  
関をさせないということは、これは又  
取りを阻害いたしますので、担保を提  
供させまして輸入免許前の引取とい  
うことを認めております。又関税法の三  
十九條におきまして、いわゆる術語  
で、外国貨物の保税運送という制度が  
ございます。これは外國貨物を開港又  
は陸路によりまして、開港から保税地  
間に保税のまま運送するということで  
ござりますが、この場合も担保を提供  
させることができます。それから開港定率法第八條にお  
きましては、輸入の日から一年以内に  
再び輸出されるものにつきまして、一  
定の條件の下に免税ができる、この場  
合にも担保を提供させることができる  
ことになつております。なお定率法の  
第九條におきましても、将来輸出する  
ことを條件とし、又は或る物品を製造  
することを條件として、一時的に輸入  
税を免除する場合、この場合にも担保  
を提供させることができる。それから  
保税倉庫法におきましても、保税倉庫  
から他の保税倉庫へまた輸入手続の済  
んでいない貨物を運搬することを認め  
ております。その場合にも担保を提供  
させることができるというような規定  
になつております。これらの場合にお  
きまして、いずれも現在は担保範囲が非  
常に狭い、金額とそれから税関長が確  
実と認める社債、これだけしかありま

せんので、保証人の保証まで拡張いたしました。

とになつておりますて、行為者のほか

は、国際航空機は税関検査等を受けるため、税關を越て着陸しなけれ

に航空機関係の規定をはつきりとする  
上へあのような趣旨でござります。

それから第二点は、臨港地帯の保税地域に関する規定を明確にいたしまし

おりますが、この條約の精神におきましては、各国は税関手続又は規則の輕

ならないということ、それから又これから出発しなければならんということ、それからなおちよつと一言附加えたのでございますが、今回の關稅法の

際に、品目の分類或いは税率の適用などにつきましていろいろ疑義があるといふ場合に、その疑義がきまるまで通関をさせないということは、これは又取引を阻害いたしますので、担保を提供させまして輸入免許前の引取といふ

て、これらの地域に対しましては、関税行政上最小必要限度の規制を必要といたしますが、それと共にその中における貨物の取扱についてもできるだけ自由にして、貿易の伸展に寄与するという趣旨で改正がござります。現在の

徴な違反に対しましては、苦情な回答を科することができるだけ避けることが望ましいとされておりますので、この際軽微な違反に対しての罰則を削除するというのが趣旨でございます。

それから次に、貨物の原産地虚偽表示

改正は、いすれも今後これらの條約に日本が参加又は加入の要請をいたしました場合には、この程度の改正がどうしても必要ということになるわけですが、これらの條約に加入しなければこれらの改正は必要ないかということ

ことを認めております。又関税法の三十九條におきまして、いわゆる術語で、外国貨物の保税運送という制度がござります。これは外国貨物を開港又は陸路によりまして、開港から保税地までの間又は開港と保税地との間で、  
在は「本法ニ於テ保税地域ト称スルハ  
税關構内、保税倉庫、税關仮置場、税  
關長カ外国貨物ヲ貯置シ得ヘキ場所ト  
ノ事」と定められております。

示の防止に関する協定でござりますが、この協定におきましては、貨物の原産地について虚偽の表示をせられておるところの貨物と申しますと、極くわかりやすく申しますと、アメリカで

国際的統一化を図るべきことなどが規定されておりますので、これらの規定に鑑みまして、関税法の中に航空機に関する規定を織り込んだわけあります。現在関税法を御覧になりますと、航空機につき、これは規定がなく、つづくと、やはり参考としておつさるものであります。

おの星すは税關を署月在年、その料金  
間に保稅のまま運送するということです  
ますが、この場合も担保を提供  
できることができることになつており  
ます。それから關稅定率法第八條にお  
きましても、輸入の日から一年以内に  
シラ指方する税關シタル場所」こうい  
うふうに極めて簡単に書いてあります  
て、この内容である税關場内というの  
はどんなものであるか、或いは指定又  
は特許したる場所というのはどんなも  
のであつて、その法的効果はどんなふ

べきものでないのは、ナイト・インの  
ユーノ・エス・エイというふうに書いてある。こういふ品物に対しては、税関で  
輸入の際に差押えろという規定がござ  
います。この規定に鑑みまして、関税  
法中に、若しこういうよな原産地

船税法にしては何が課税かなしわでございます。どういうふうにして運用されておつたかと申しますと、実は大正十年に制定されました航空法という法律がございまして、その航空法の中、航空機については関税法の中のとおりな規定で課税がなされています。例えば関税の担保の範囲を擴張するに際しましても、最近のような金錯りの状況を見ますと、金銭とか国債、社債だけを担保にするのは酷であります。そして、業者におきましても確実な保証

再び輸出されるものにつきまして、一定の條件の下に免稅ができる。この場合にも担保を提供させることができることになつております。なお定率法の第九條におきましても、将来輸出することを條件とし、又は或る物品を製造おきましては、その條約の十四條の附

ついて虚偽の表示をせられた貨物が、大がりました場合におきましては、税関が先ず輸入免許を與えませんで、輸入申告者に対して一定期間を指定しまして原産地の虚偽の表示を抹殺するか、訂正するか、或いは又積み戻しをする

することを条件として、一時的に輸入税を免除する場合、この場合にも担保を提供させることができる。それから保税倉庫法におきましても、保税倉庫から他の保税倉庫へまた輸入手続の済みで、又、貨物と重量異なることを認め  
属書におきまして、保税施設の完備及びそれら保税施設の倉庫料の合理的な率の採用等が要請されておりますので、この際不明確であつた保税地域の規定を明確化いたしまして、税關並びに通関手続等について一括りに規定を定めることといたしました。

ようなどいふことを一應先ず指示いたします。そしてその期間内に抹殺、訂正又は積み戻しせらなかつた貨物は、それから直ちに税關保管とすることをいたしまして、強制保管いたしま

国内航空運送事業令というものができます。そして、この国内航空運送事業令においては、航空法は廃止するが、その中で航空機に対して関税法における船舶に対する規定を準用するという規定とかもう少し明確にしたらいいじやないかという気持を持っておりました。

なつております。これらの場合にはきまして、いずれも現在は担保範囲が非常に狭い、金銭とそれから税関長が確めていたし、それが進展することをお詫びしております。その場合にも担保を提供させることができるとこうよつた規定になつております。

それから次に輸出入申告に際しまして虚偽の申告、それから虚偽の証明、虚偽の添付書類の提出につきましては事業者等に安心して一定標準によつてやれるようにして、こういう趣旨でござります。

それから更に四ヶ月たつたおもて、税關の公務員等の措置に出ると、いはう規定を置いた。それがどうなつたか、訂正、積み戻しなどの行為がせらへない場合においては、これは税關の公務員等の措置に出ると、いはう規定を置いた。それがどうなつたか、訂正、積み戻しなどの行為がせらへない場合においては、これは税關の公務員等の措置に出ると、いはう規定を置いた。

はそのまま適用する、依然として総統  
するということになっております。  
で、そういう簡単な規定によつて今まで  
で運営されておつたのですが、今度航  
空法も別途制定されますし、只今のよ

いいというふうに考えております。それから原産地虚偽表示の防止につきましては、これは仮に條約に入らなくて、も、若しアメリカでできたものでもないのにメイド・イン・ユー・エス・エイ

ことは、これは困るのであります。我々としては先ず必要な規定だと考えております。なお航空機関係の規定の挿入につきましては、只今申上げたような題旨で、單なる整用の規定ではなくて、関税法に詳細に纏め込むことをかねがね必要としておつたわけであります。以上簡単にございますが、内容を御説明いたしまして、なお御質問によりましていろいろお答え申上げたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 質疑はおありになりませんか。……それではこの法案の質疑は次に譲ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今議題となりました信用金庫法施行法の一部を改正する法律案、右について提案理由の説明を聽取いたします。

○衆議院議員(佐久間徹君) 只今議題を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

御承知の通り昨年六月信用金庫法を制定いたしまして、協同組織による中小金融機關として信用金庫の制度を創設いたしました際、同時に信用金庫法施行法を制定いたしまして、同法施行の日から一年内において、既存の信用組合であつて、信用金庫となるものにつきましては、免許を受けて信用金庫に転換できることとすると共に、既存信用協同組合のうち適格なものにつきましては、出資金の最低限度を緩和することとしたのであります。

協同組合は、それぐる転換の手続を進めて参つたのでありますて、昨年十月、以降逐次信用金庫の事業の免許が與えられ、四月二十八日現在におきましてすでに免許を受けましたものは内免許を含めまして四百十となつてゐるのあります。然るところ組織変更のための期間は先に申述べました通り一年間となつておりますので、来たる六月十五日となりますれば未だ組織変更するに至つてない信用協同組合は、経過措置としての簡易手続による転換ができない結果とならざるを得ないのであります。

又一方最近における金融状勢に鑑みますとき、中小金融の専門機関である信用金庫の活動を活潑化することの必要性がます／＼痛感せられるに至つてゐるのでありますので、今回信用金庫法施行法の一部を改正いたしまして、組織変更のための期間を更に一年間延長いたすと共に、組織変更に際しては出資金の最低限度を緩和する経過規定も同様一年間延長することといたし、既存信用協同組合のうち適格なものが信用金庫となることに便宜を図り、以て中小金融の円滑化に資したいと存ずるものであります。

以上の趣旨によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) この法案についての質疑を行います。

○菊川幸夫君 切替の期間を一年間ずつ延長しようという提案理由の御趣旨のように承わつたのでござりますずし、又そうでございますが、適格なもののが、今まで信用協同組合が信用金庫

○衆議院議員(佐久間誠君) お答えいたします。只今御質問の、今までのうちにこの適格、まあ適格の資格に欠けるところがある……まあ一つの線を引きまして、その線に入りましたものを先ず優先的に金庫にする、こういうようなわけでございましたので、信用協同組合全部当初から金庫にするということがどうかと思いまして、ございまして、その間にいろいろ検査等を施行いたしまして、できるだけその最初引きました線に到達するのを優先的に金庫にいたしまして、その間に信用協同組合側といたしましては、で起きるだけ努力いたしましてその線に持つて行こう、こうじう努力をされておるようになります。そういうわけでございまして、まだその線に到達しないものが多少ございます。できるならば親心を以ちまして、既存の信用協同組合を少しでも多く金庫を持って行きたい、こうじうように考えておるのでありますて、期間を従いまして延長いたしまして、その間に組合の努力に待つて、金庫法の精神に従いましてできるだけこのほうに作り上げよう、こういうまあ考え方で延長をお願いしておるような次第でござります。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め  
て。それでは午前の委員会はこれで休  
憩いたします。  
——  
午前十一時四十八分休憩  
——  
午後一時二十四分開会  
○委員長(平沼彌太郎君) それは午  
前に引き続き委員会を開会いたします。  
貸付信託法案の質疑を行います。  
○黒田英雄君 條文について二、三お  
尋ねしたいのですが、その一つは、第  
二條に「信託契約により受入れた金銭  
を、主として貸付又は手形割引の方法  
により、合同して運用する金銭信託」であ  
つて、「主として」というふうになつてお  
りまして、「主として」ということになつてお  
るのでですが、十三條を見ると、「受託  
者は、貸付信託の信託財産を、貸付及  
び手形の割引の方法以外の方法により  
運用してはならない。」といふことは、  
それ以外の方法はいかんというふうに  
なつておるのであつて、十三條から見る  
といふことになるといふと、何か他の方法  
によつて運用することもあるようにも  
見えるのであるので、十三條から見る  
といふこと、「主として」という言葉は意  
味をなさないようと思うのですが、そ  
れは勿論余裕金は十三條にもあります  
が、預金するなり何なりして、遊ばし  
ておくことのないほうがいいことは當  
然であるし、又最初に受入れた金銭を  
運用する、いろいろ預金にするとかい  
うようなことは当然いいことと思うの  
ですが、「主として」ということを特に  
法文に用いられた趣旨はどういう趣旨  
ですか。

○政府委員(大月萬吉) 今黒田委員から御質問がございました通り、第十三條を「主として」ということで表現いたしましたのでございまして、この第十三條の本文は、貸付及び手形の割引だけに嚴重に限定いたしております。ただ但書がございまして、余裕金と信託契約の取扱期間中における信託財産、これだけについてはこの限りでない、というふうに外してござりますので、適当な預金にするなりコールに出すなり、その間運用できるので、嚴重に「貸付又は手形割引の方法により、「」と言い放しますと、そういうような場合について違法であるかどうかといふような問題を生ずる虞れがありますので、その点は第十三條の運用の余地があるという意味において「主として」という形容詞を入れたわけであります。

と、最も正確に申しますれば、やはり「主として」という形容詞がついておる

なつたときにはそれは受益者に当然行くものではないかと思うのですが、これがどうやら未だトコ。

収益のうちから積立てる、これはまあ間違いないわけですが、初めから元本割りの内とこつづけしちゃ

「かわからんわけ  
もあり得るわけで  
ある」  
「どうぞお聞かせください。」

はうが正確であつてそれを外して嚴重に、貸付又は手形割引の方法に限定してしまふと、却つて逆の誤解を起す

○政府委員(大月高君)　この第十四條  
を立てました趣旨は、結局貸倒準備金  
ればどういふ意味ですか

本場の要領をしておられたれば、これに当然受益者に行くべきものなんでしょうと思うのです。ところが契約をして失が実際出て来なければ、それは保険と同じよろしくないですか。一方では一種の生活費として支給されるべきであつて、それが現実には受け取れぬのは、何よりも不公平なことだと思ふ。

○黒田英輔君ちよーどそのどこのか  
よくわからんですが、信託契約が終了  
した場合に、特別留保金があれば、そ  
うにお考えになつ

のじやないかというのが、「この「主として」という意味であります。

と同じような趣旨でございまして、現に元本に損失を生じた場合に、補填する契約をいたしましたと、仮に貸倒れがこの関係で生じました場合には、固有

いるから、これは一底元本補填をする  
ような必要が生じたときの危険のため  
に今の貸倒準備金みたいに積立てて置  
く。であるが、それが要らなくなつた  
て、やはり会社の固有と  
いうふうに考えるか  
か。保険事故が起らなか  
うで皆契約者に反対

は信託会社が留保したのだから、信託会社のものだといふうに解釈せらるべきですか。保険料とかいうようなことはこの去文には書いてないのです

のじやないかと思うのですが、それはまあ……。次にお伺いしたいのは、十四條の第四項であるのですが、これは十四條につきまして、「元本に損失を生じた場合にこれを補てんする契約をしたときは、その補てんに充てるため、当該貸付信託の収益の計算の時期」と勘定で以てこの補填をしなければならないわけでございます。そういたしまして、この信託会社といたしましては、突然大きな損失をこうむる、こういうことになるわけでございますので、そういう準備に充てるために特別留保金を留保する。そいついたします

ときに解約を、これはまあ四項は「補てんの契約を解約したときは、」となつていますが、仮に解約をしないで、ずっと補填の契約は最後まで続いておる、併しながら元本にはそういう補填をするような必要は生じなかつたといふようなときには、これは法棄には書いた。それでは元本補填するのじやなくして、やで十分損失を賠せなつて拂わなければならぬようにお考えになつてかように思います。

やはりその保険料がつたら別のはうん。この点は同じと頂いて結構と、それは大体わかつておつたのであつて、当然信託会社のものになるといふ解釈なんですか。

○政府委員(大月高君) この特別留保金が反て受益者に対する記念金を平均的

に、その収益のうちから特別留保金を積み立て、当該貸付信託の信託財産に留保しなければならない。」とあるので、  
すが、これはいいと思うのですが、そ  
の第四項で、「前項の規定に基く政令  
で定める限度をこえることとなつたと  
きは、そのこえる金額を、当該貸付信

と、本来の性質といったしましては、実質的な信託報酬のうちから積立てるべきものであると考えるわけでありました。貸倒準備金にいたしましても、現に一般の銀行がその期の利益として計上されますもののうちから貸倒準備金として積立てをいたしまして、その分

いてないようですが、これもやはりこの四項によつて、信託報酬として取つてしまつという意味であろうと思つのですが、どうもそれは受益者に一旦やるのが当然であつて、信託会社は信託報酬は契約によつてきあたものを取つておればそれでいいので、そうして実金は、先ほど御説明な解約した場合を書いて、解約をしないでずっとにおいてはどうなるか、約束了の場合においては、いつ処理されるのです。○政委員(大月高君)大月高君

あるのですが、ことやつている場合のですか。信託契約の條文によると、か。  
この特別留保ます。そういう意味で留保してあります。あつたのなら、まさに受益者のものでございまして、留保金を崩せば最終的に受益者に帰属すべきものだと存じます。ただそういう者をとりますと、それは損失補填をすると否とにかかわらず、そういう制度になるわけござい

託に係る信託約款の変更により元本補てんの契約を解約したときは、特別留保金の金額を、それも、信託報酬として取得しなければならない。」といふので、これは信託会社が信託報酬として全部取つてしまふ、補填をしなくて済んだら、それは信託報酬にしてしまふということになると思うのですが、

について税法上損金とみなすといふことにして将来の変動に備えていけるわけでございまして、それと同じ意味におきまして、この特別留保金は分配を平等にするといふよくな受益者の面から見た考え方ではなくして、この制度の受託者として動いております信託会社の不時の用に備えるという意味を持つ

○政府委員(河野通一君) 先ほど言い残しました説明に附加えて申上げます。これは一種の保険みたいなものと御了解頂きたいたいと思います。黒田さんも保険会社をやつておられるので御承  
續主義で儲かつたものは受益者に配付してやるといふことが正当じやないかと思うのですが、どうですか。

に、損失の補填契約において、固有勘定で埋めがある、それに對するござります。従いますつかりなくなるといがなくなるといたしましましても、これはままで行つてしまふ。

失補填契約をしておる限りにまして、この第十四條におきまして、損害をこうむる虞する留保金の意味としてこの契約が或いは補填契約としまして、この制度を全然適用しない。そういう意味からいたしまして、これは信託会社の固有財産の側の損失をならす制度である、そういうふうにお考へ願いたいと思います。

これは私の解釈が多少違つかも知れませんが、そうならば、初めの特別留保金を積立てたのは、収益のうちから約定の信託報酬を差引いて得た収益ですから、それは本当は受益者に帰属すべきものであろうと思うのです。それを補填に充てるために特別に留保しているのですから、その留保が必要がなく

実質的には信託報酬の中から積立てる  
と觀念すべきものでござりますので、  
これを取り崩しました場合には当然信  
託会社に帰属する、こういうふうに考  
えておるわけでござります。

約をしたために、或る程度のものを特別預金として積んだ。五十万円なら五十万円積んだ。ところが実際損は百万元だったという場合は、やはり自分の体を食つて埋めなければならんわけで、信託会社としては、そういう意味において、一方ではその留保金で十分か

と、この固有勘定自体に対する影響はなくなるわけでございます。そういう意味におきまして、その制度の本質をいたしましてこの特別留保金といふものは、契約がなくなつてしまふ、全部終了いたしますれば、当然なくなるわけでございまして、そのなくなり方は、信託報酬として信託会社に帰属す

第六部 大蔵委員会会議録第五十二号 昭和二十七年五月十五日【參議院】

から積立てるというわけであつて、受益者に帰属しておるものでも直接信託会社に帰属しておるものでもないわけになります。で、これは特に信託財産に留保するというように書きました。ゆえんは、税法上の取扱を簡便にする意味でございまして、仮にこれを本来の固有勘定に積立てるといたしますと、どうしても税法上の面におきまして収益に入るわけでございますから、これについて免税をするとか、貸倒準備金と同様に取扱うか、そういうふうな税法上の措置をとる必要があるわけであります。これを信託財産として留保しておきますれば、まあ収益なり元本の配当する以前においては、税法上の対象にならないということは解釈上、当然なりますので、そういう技術的の便宜におきまして、信託財産に留保する、こういう表現を使つたわけであります。

そこで明示いたしたわけでござります。で、なぜ特別留保金を積立ててあるかということになりますと、今申上げましたように、補てん契約をした場合に限つて積立てである。それは今のようないくつかのものとして特別の規定をおかなかつたわけでござります。

○黒田英雄君 「どうもその点は少しよくわからんように思つてますが、まあ第三項の「特別留保金の限度及び積立て」の方法は、政令で定める。」とあります。が、これはどうじうぶうに定めるのですか。

○政府委員(大月高君) 先ほど申上げましたよろに、この特別留保金 자체が、一般の銀行について考えられております貸倒準備金の制度とほぼ精神を同じくいたしますので、その率及び方法等につきましては、貸倒準備金の制度に準じて主税局とよく相談いたしまして、均衡を失しない程度に定めたい、こういうように考えております。

○黒田英雄君 この第七條に「信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。」この公告の義務を規定化せられておりますが、この中に、今の元本補填の契約をするといふような場合には、元本の補填の契約があるのだということは公告をする必要があるのじやないですか。

○政府委員(大月高君) 第七條の公告は、結局誰がどういふ目的でいつからいつまでのものを募集いたしまして、いついつ収益の計算をするか、いつ元本を償還するかという、いわば形式的の

要件だけを、具体的な要素の確認でき  
るだけの最小限度を並べたわけござ  
ります。そして別に第三條によりまして、  
この信託契約のもとになる信託約款  
は、大蔵大臣の承認を受けるわけでござ  
ります。それでそれに則りまして信  
託契約を締結するわけでございますか  
ら、具体的にこの受益証券を買う人と  
ことは、公告としては要件といったさな  
いことは、公表しては要件といたさな  
かつたわけでございます。

○黒田英雄君 併しこれはなか／＼申  
込む者には重要な事項のように思いま  
すけれども、それはどつちでも大した  
ことはないと思うのですが、それから  
さつきの十四條ですが、特別留保金の  
問題をもう少し……、これの運用とい  
うものはこの十四條の一項によつて、  
当該貸付信託の信託財産に保留してお  
るのであるから、やはり貸付信託の運用  
方法によつて運用しなければならぬの  
ですか。これは運用しなくともいいと  
か、或いは勝手に運用していくとい  
ことになるのですか。やはり十三條の  
適用を受けるのですか。

○政府委員(大月高君) これはやはり  
当該貸付信託の信託財産でありますので、  
第十三條の規定によりまして運用  
される必要があるわけでございます。  
これは特別留保金という計算上の数字  
でござりますので、具体的なものとし  
ては何かの恰好になつておらなくちゃ不  
なるんでござります。それは第十三條  
によりまして、貸付及び手形の割引の  
條の形式による貸付又は手形割引の方  
法によるわけでございます。

○栗田英雄君 もう一つ、この十三條  
によりまして、貸付及び手形の割引の

方法で以て運用する場合に、担保をとつて貸付けるか、無担保で貸付けるかというよらなことは、これは信託法によつてきまつておるわけですが、担保をとるかとらんかは勝手にやつていいという御趣旨です。

○政府委員(大月高君) 只今の黒田委員のお話の通りでございまして、信託会社といたしましては、善良なる管理業者の注意を以て人の財産を運用する義務があるわけでござりますので、それについて、一般の金融界において常識となつております貸付の原則によつてやる。そいたしますれば、当然長期の貸付になつて参りますれば、これを担保をとつて貸すということが原則にならうかと存ずるわけでございまして、これは特に法律上明定してないのです。

○田村吉吉君 前に御説明があつたのかも知りませんが、第三條の信託の目的ですね、一にあるこれは具体的に言いますと、どういうことをお書きになりますのでござりますか。

○政府委員(大月高君) 一二で考へておきますと、こういう項目で書かれますことは、金錢の運用による利殖といふように抽象的に書かれるわけでござりますが、これはこの法律の第一條に目的が掲げられておりますよろしくして何々産業、何々業に対する融資による利殖と、こういふように書く

○田村文吉君 そこで一体どの程度まで……信託の目的というものは、大体この法律に明らかに目的がなつてゐるんだから、それをわざへここに書く必要があるなら、そこに具体的に或る程度の問題を、どういう特殊の電気会社のものをやるとかいうところまで突つ込んでお書きになるのか。そうでなくて電気事業の投資のためにやるのだという程度におとどめになるのか。その辺がちよつとはつきりしないのです。

○油井賛太郎君 一点伺いたいのです。が、若し此の貸付を受けている会社が事業の失敗によつて元本も何も返さないほどのお話をのように電力業或いは造船業と、そういうように限定いたしたいと考えております。

○政府委員(大月高君) これは特定の会社ということは厳に限定しない、先ほどのお話をのように電力業或いは造船業などといふ場合には、他の如何なる債権にも優先してこれは返してやるというやうな解釈になるのですか。

○政府委員(大月高君) この制度いたしまして、元本の補填をする場合と、しない場合とあることは今のお話の通りでございますが、元本の補填契約をいたしておらない場合には、若し貸倒れがでりますれば、その危険は全部受益者に帰属するわけであります。で、元本補填の契約をいた

しておられます場合には、仮に破産といふようなことがござりますれば、この補填契約に基きまして、直ちに契約に基いて拂う、従いましてその危険は会社に帰属するわけでございまして、その元本補填の契約をいたしておるかいたしておらないかによつて性格が違うわけでございます。ただ現実の問題といたしましては、仮にそういう破産するような会社に融資するということは、まあ万々ないと思いますが、それは万一あるかも知れない。併しそれに対しまして善良なる管理者の注意の義務に基きまして十分なる担保を取るとか、或いはその他保証を付けるとか、そういうことによつて万遺憾ないようになし置して行く、これが又一つの信託の本質であると思います。

○政府委員(大月高君) これはいわゆる信託でございますので、社債の性質を持つております。金融債とは、要するに信託であるか社債であるかという点において違うわけでございます。その根本は、若し貸倒れ、これに基きます。貸倒れでもきました場合には、社債でございまして、その貸付の期限に応じて分配して行く、その点が本質的に違うところだと考えます。それから具体的に当事者の側から申しますと、この貸付信託では、融資の対象が或る意味で限定されております。先ほどのお尋ねのいわゆる信託の目的というものが限定されておりますのに対しまして、例えは金融債でござりますれば、それによつて得た資金は、銀行の自発的な意思によつて適当に融資される。それから第三の点は、社債或いは金融債におきましては、あらかじめ約定された利潤がございますので、その定つた金額を拂う。この貸付信託におきましては、実績配当主義をとつておりますので、そこに金額の変動がある、これが違いがあるわけであります。

いたしまして収益を挙げます。その収益の中から、約定の信託報酬を信託会社に分配するというのが信託の制度でございますので、勿論非常に有利に運用されましたならば、その配当は非常に高い、それがその運用がうまく行かなれば配当は少い、こうしたことになりますのでございまして、いい場合も悪い場合もそのまま反映するというのが信託の制度でございます。

○田村文吉君 そうすると、すでに企業をやつていられるならば、企業利益といふものが挙がるのですが、全然社債、そういうものと性質が違つて、企業の利益の配当を受ける信託なんだと言うことになりますと、新規に電気を開発するというような目的には資金が廻らない、という感じがちょっととするんですか、そういうことはないですか。

○政府委員(大月高君) この制度によりまして貸付けを受けます会社の側からいたしますれば、それは貸付を受けたことになるわけでございます。そろそろいたしますと、その場合には貸付契約におきまして利子率の約定もございましょうから、それは産業の側から考りますと、普通の金を借りるのはちつとも違わないわけでございまして、電子の開発、造船その他如何なる産業でもないわけじやないかと思うのですよと伺つたんですが、大体わかりまつた。

○野瀬勝君 私はよくわからんのです  
が、信託は前に相当あつたので、それ  
がどういう関係か知らんが、今度は信  
託をやめて銀行ということに改められ  
たんですが、又貸付信託法といふもの  
が出て来たんですが、これはここで言  
う信託と前にあつた信託と、信託とい  
う内容が違うのですかね。

○政府委員(大月高君) これは先日御  
説明申上げましたのは、現在の信託会  
社は全部信託銀行という恰好になつてお  
おりまして、本来企業の性格といたし  
ましては銀行でございます。それが信託会  
業務を兼営するという恰好になつてお  
るわけでございまして、從來から引締  
きやはり信託業務は実行いたしております  
わけでございます。それに対しましてお  
この貸付信託法は、その信託の一つの  
新らしい形式としてこの制度を立てよ  
うというわけでございますので、信託  
の制度を一度壊して又新たに別の恰好  
で起したという意味ではなくして、並  
から統いております信託制度に新ら  
い形の制度を加える、こういうようによ  
り了解願いたいと存じます。

○野瀬勝君 何だかさっぱりわからん  
が、そんな必要はあるのかね。前の袋  
付信託銀行でこれを兼ねてやることと  
できるものを、別個にこういうものを  
作つて、新らしい何か格付けでもあ  
うなことを言われるが、一体どう、  
うところが新らしいのですか。又ど  
うことを、この貸付信託法でも作  
なければいわゆる貸付企業はうまく  
かないのですか。

○政府委員(大月高君) この制度の  
つの狙いは、信託の制度に有価証券  
コードを入れたことでございまして、  
來の信託制度におきましては、受益者

記証券を持つておるだけできしません。それに対しましてこここの制度におきましては、受益者は、受益権が有価証券に化体され、有価証券の恰好になつてお流通し得る、それだけ消化が容易でございまして、金がたくさん集まる、そういうことになるわけでございます。なおこの制度といたしまして、その受益証券を無記名とすることによりまして、ほかの無記名と同様の税法上の特権を與えることによりまして、一般の資金収支の一助にいたしました。この制度がなくともかにいろ／＼手本あるわけでござりますが、この新らしい制度を一つ加えることによりまして、資金蓄積の新らしい手段としてなお一つ加えたといふ意味でござります。  
○野瀬勝君 ます／＼私はわからなくなつて来たんだが、先ほど政府委員の御答弁によりますると、前の信託銀行制度をなすことができるのに、士価証券コールの点が違つんだといふのが高く評価されておるようであつまつたが、併し有価証券コールという点だけは、かような貸付信託法といふものを作らなきやならんのですか。もう少しきな粗いがあるのですか。それなそれではつきり言つてもらいたいところ。例えば末尾においてあなたの言つたように、資金の蓄積に重点を置いておるというなら私は領ける。例えばコール政策というだけで考え方られただよ、私はこんな法律案は必要ないと、こう思つております。その点の

エイトはどういうふうにお考えになつ

○政府委員(大月高君) 有価証券の怡  
ておりますか

好によりまして資金蓄積に一層の便益を與えたいということですぞ。いま

○岡崎真一君　あとでちょっと大臣に  
　　目的は聞くまで賃金蓄積にあるわ  
　　けでござります。

伺いたいところがあるのですが、いませんから……、この受益証券は信託だけが扱うのですか。それとも委託者が

ほかに扱わざといふような……先ほど野薄さんに対するお話をからいつて

も、窓口を拡げて広く資金を集めると、いうような趣旨からいってもそういう

点について何かお考えがありますか、つまり証券業者あたりに扱わす、そろそろ

○政府委員(大月高君) 只今考えてお  
りますところでは、信託銀行の窓口を

通じまして取りあえず消化させたいと考えております。ただ法律的に申

ますと、これは有価証券でございまして、証券取引法によつて、取引所において

いても売買できますし、一般の証券業者も扱い得るものでございます。専門

どん／＼消化ができる。従つてその空口ももつと一層多いほうがいい、こゝ

いうようになりますれば、又証券業者にも頼んで消化してもらへ、こういうこと

ことがあり得ると思うのでござりますが、差当りは取りあえず信託銀行の空

口を通じて消化いかしたい」という力があります。

○田村文吉君 大体どのくらいの利益といいますか、利益の返還といいますか、を見入んでいらっしゃるのですか。

○政府委員(大月高君) 大体におきましては、一般的に金銭信託及び、一般に合団契約として一般的の金銭信託及び、一般に合団契約として

用の金銭信託といつておりますもの、それより若干利廻りがよくなる程度かと考へておりますが、具体的に申しますと、現在の合同運用の金銭信託におきましては、年六分でござります。二年で七分、五年で九分ということになりますが、この制度によりますと一年で大体七分一、二厘から五年で九分一、二厘のところ、そういうところにおきまして、実績によりまして配当するというふうに一応の計算を立てております。

○田村文吉君　この制度は英米でやつておる制度なんだとございますか。

○政府委員(大月高君)　日本の信託の制度は、大体発達の経路からいたしまして英米の恰好と相當に違つております。英米では御存じのように普通の財産の信託ということから始まりまして、金銭の信託ということは非常に少いわけでござります。そうしてございまます場合でも、主として合同ではなくして個々の運用を図つておる、これが本来信託の制度として発達して來た形でござります。ところが日本におきましてはそういう財産もそぞらくみんな主流をなしまして、それが実質的には預金と同じような性格を持つておるものでござりますので、英米の信託といふものとはそぞくの発足の当初から恰好が變つておるわけでござります。最近アメリカあたりの事例を見てみますと、日本でやつておりますような会員連用の金銭信託といふような恰好が、そういう意味から行きまして、道に申せば日本式の恰好に英米

のほうが向いて来ておる、こういうこととでござります。ただこの受益権を有価証券に表現する、有価証券の恰好にするということは今度初めて我が國で考えたわけでございまして、英米でも今までそういうことを考えておるとは聞いておりません。

○油井賢太郎君 もう一度、さつきの件について腑に落ちない点があるので、元本を補填しない場合に、融資先が整理でもした場合には、当然損失を負うことは委託者にかかるという點なんですね。それで以上の者が、つまり責任を持つておることによって解消できるのですね。そうなるのですか。融資先に対する信用の責任といふものは委託者にあるということになりますか。

○政府委員(大月高君) 借託の考え方をいたしますと、或る人が財産を持っている、それを運用したい、併し自分でそれをどこがいいか、或いはどこが安全であるかというようなことに於いて十分な知識とか経験とかに乏しい、そういうような場合に、或る特許の信託を得る人を見ていたしまして、その人に財産を管理してもらひ、而してそれを運用するというのがそもそもの信託のできた恰好でござります。従ましてたゞ委託者の財産を現に持つておる人の立場からいたしますと、自らに運用してくれといふようなことはは較的稀なものでございまして、このはつておる金は例えば証券に投資して儲しいとか、或いはこれは何かの貸付にましても、この法制の目的に従います。

して、緊要な産業に対する融資というのが目的になつておりますので、この証券を持つております委託者は、そ  
の立場からいたしますと、その管  
理、運用することに対する報酬と言  
は、手数料といたしまして信託報酬  
一定の歩合で取る、それが信託会社  
仕事でございます。その結果は、融資  
に損失が起きるといふようなことに  
りますと、その最終的な結果はやは  
り受益者のほうに歸つて来る。結局委  
託者といたしましては、どの信託会社  
選び、誰に信託するかといふところ  
勝負の魅力があるわけでございま  
す。大蔵省としてはその委託を受け  
て、会社が変なことをしないようにとい  
ふことを見ておるわけでございます。  
○油井賀太郎君 そぞると委託者  
自分の責任においてどこへ貸すかと  
うことを信託会社に任した場合で  
ね、その任せられた信託会社が潰れて  
しまうようなことがあつた場合でも、  
託会社に対する責任も委託者が負う  
いうことは二重責任になりはしない  
ですか。つまり貸出先を信託してこ  
貸すならこの投資をしようといふこと  
になつておるから、その信託会社自  
が潰れた場合に、優先的に元本を返  
てもらつてもいいということにはな  
ないです。

して、例えは某々会社に貸しておる。その貸出先の会社が悪くなりまして、貸付金が取れなくなつたという場合に、直接委託者であり、受益者である個人のほうにそのまま反映するわけでござります。若し仮にその貸出先の某々会社が非常に健全であつて、その貸付金も完全に返つて来る、こういう場合に、そういう状態の下におきまして、仮に信託会社が破産する、こういうようなことになりますと、信託の法理から申しますれば、その最初の預つた財産は信託財産でございまして、破産いたしました信託会社の財産は固有財産ということになつて、完全に別経理ということになつております。従つて信託会社の破産の効力は全然信託会社には及ばない。従いまして一〇〇%委託者なり、受益者はその収益を取れる、こういうことでござります。ただもう一段、信託会社が仮に保証契約をしておる、こういうような場合は様子が若干變つて来るわけでございまして、その場合には、貸付先に対する融資が仮に焦付くというような場合には、今度は信託会社がそれの保証をする責任を持つておるわけでござります。で、受益者といたしましては一〇〇%もあらえる。ただ信託会社がその上に破産でも仮にするといたしますと、その保証契約を十分実行し得ない。その結果受益者も何らかの損失をこうむるといふ一段構えになつて損失をこうむるわけであります。



と大衆と衝突した場合に、朝鮮人等は  
殊に子供なんかからでも、よく警察官  
と大衆と衝突した場合に、朝鮮人等は  
子供を先に立てて行くであります。  
従つて、そうなつて来ると警察官はも  
う馬鹿らしくなつて来るので、どうし  
ても横を向くと、こうしたことになつ  
て来る。又、そういうふうに向かせよ  
う、その間隙に乗じて共産主義の思想  
を吹き込もうと、まさかの場合には、  
これはあなたがたの狙つておる。即ち  
木村法務総裁の言つておる暴徒を捕  
まえるどころか、時の権力者に棍棒  
を向けて来るということに仕向ける  
と、これが狙いだと思うのであります  
す。それから又税務署に向つては徵稅  
機構を廻轉させてしまうと、毎日々  
襲撃を受けるかも知れない。或いはほ  
うぼうにちよつと行くといやがらせを  
する、実際には危害を加えないかも知  
れないけれども……。そいつします  
と、安い月給で而も他人にはいやがら  
れる、どうせそんなことならお座な  
りに済ましておけと、こういふふうな  
気風を起させることが一つと、もう一  
つは、たくさんの人間を、今税金が高  
い、税金には国民が皆苦しんでおりま  
すから、税金が高いからこれをまけさ  
せようぢやないかというような大衆爆  
動をやりますと、どうしたつて集ま  
る。その連中の先に立つて行つて、事  
と次第によつては税務署襲撃事件等に  
煽動すると、こういふふうに狙つて来  
るのではないかと私は思うのであります  
が、そこでこれに対して大蔵省とし  
てどういう対策を大蔵大臣立てておる  
か。

なたのほうに情報が入っておると思ふのですが、その入つておる範囲の、例えば吉河特務局長あたりは新聞にも堂々と発表されておつたのであるが、自由党の総務会その他のにおいて、すでに軍事教練をやつておるとか、武器の製造の用意をしておるとかいうようなことまで堂々と宣言しておられるのですが、当然今後税務署に向つてもそういう行動が執拗に繰返されるのではないか。而も大蔵大臣としては、そういう情報を得て対策を立てておかなければならないと思うのです。が、第一点は、差当り今日まであつた事件の中で主なる、先ほど申上げました広島国税局管内に起つた事件の被害の一一番大きかつたものについての対策、どの程度のものがやられたか、それから情報等においてどういう戦略に出来ておるか、それからこれが対策についてどういう対策を考えておられるか、この三点についてお伺いしたいと思います。

とした場合における税務職員の道宣を  
措置につきましては、適当な方法で表  
彰するとか、とにかく被害を最小限度  
にとどめるように努力いたしているの  
であります。お話を通り税務署厅舎に  
加える危害ならばまだ全体的に相当防  
ぎいいのでありまするが、所によりま  
しては、課長、主任の自宅を訪問して  
強制面会をするとか、或いは尾籠な話  
でございますが、汚物を投げつけると  
かというふうなことも聞いております  
ので、先ほど申上げましたように税務  
署職員で自衛態勢を整えると共に、警  
察方面とも連絡して被害のないようにな  
いたしているのであります。而してそ  
の原因を調べますと、お話のよろな  
点もあるようでござりまするが、主と  
して事件の大部分といふものは所得税  
関係でなしに、酒造醸造関係、密造関係  
が多いのであります。広島の問題につ  
きましてもそうでございます。従いま  
して密造関係になりまするといわゆる  
朝鮮人が多い、こういうので、こうい  
う危害を與えんとした場合の違反とい  
うものは酒造税関係が多いようである  
のであります。それに一部の過激分子  
が入つておる、こうしたことになつて  
いるのであります。

あります。最近は少し「火はないでいるよう」でござりますが、そういうふうな措置をとりまして、先ず税務職員が自衛の態勢を整えて行くこと、関係方面の協力を求めること、こういうことで進んでいる次第であります。

○菊川泰夫君 その点についてまあ今大蔵大臣が説明になつたような自衛の態勢という話ですが、この点につきまして税務署の職員が私のところへまあ陳情に参りまして、一つには税務署には衛視であるとか具体的な点に入りましたが、大蔵大臣が特に税務系統の出身でよくおわかりだと願うのですが、衛視であるとか或いは守衛であるとかいう制度を制度化する必要があるのじやないかといふような意見を持つて来てゐるんですが、これについては具体的に進めてあるかどうか、それから又相当予算的な措置を講じて、例えば折角集めた調査書類等に若しも火がついて……火がついてしまつてからでは仕方がないので、申告書も焼いてしまつて、それをもう一遍出させるといつてもできつこないから、従つてこういつた書類を安全に保管して少々の火災でも被害をこうむらないようにする処置を、これは予算的な処置も相当必要だと思ひますが、应急措置としてそういう措置を講ずる必要があると思うが、これに対する処置ができるかどうか。もう一つはやつぱり何と言つてもこの間の富士銀行のギャング事件のときも一応あのベルが用意してあつたが、税務署と警察は、大抵税務署の所在地には警察署がある、大体原則として税務署と警察は一緒の町にあるようになつてゐるが、これが非常ベルの連絡等に、まあ具体的な例を言うとそういう

うか、ただ自衛態勢だ自衛態勢だと言つて漠然たるお話をですが、これが進んでいるかどうかということと、そういうことをするかしないかということについて伺います。

○国務大臣(池田勇人君) そういう事件があるから特別の職員を置いてどうこうするという制度は私は只今のところ設ける気持はございません。ただ各職場々々を守るという職員全体の協力によつて進めて行きたいと思います。それから書類の保管等につきましては、これは從来から相当の注意を拂つてゐるのであります。土地合帳その他を置いておりまする昔の倉庫もござります。実は昨日もちょっとと関東信越国税局に参りましてその話が出来まして、書類の保管の場所等も局長自身から私は聞いたのであります。非常に注意いたして書類の保管はいたしておりました。私の聞いたところでは東京の東部の税務署で火薬ビンのために数千冊余りの法人調査簿が焼かれた、これもそのとき適宜の処置をとりましたして、その程度でとどまりすぐ補充をいたしましたような次第であります。できるだけ自衛態勢を強化いたしてやつてあるのであります。特に新たに人を雇つてどうこうするといふ考えは今のところ持つておりますん。なお警察関係との連絡等につきましては、私は国税庁長官並びに国税局長或いは各税務署長で適當な方法をとつてゐると思いますが、私が警察との連絡ペルをつけるとか何とかとうところは現地の国税局長並びに税務

署長で適當な処置をとつてあると考えます。

○菊川幸夫君 次にこれはまあ税務職員のほうからも強い要望があつたのであります。不対応、あなたは自衛態勢と言つてますが、その自衛態勢で残させられると、大きい税務署だとどうにか自衛態勢でその人も満つるが、小さい税務署等においては非常に人員の関係上、まあ仕事が過重になつて翌日の仕事に差支えを来たすといふところから、どうしてももう少しこれは恒久的な対策を講じてもらいたいという要望が強いわけあります。その点あなたのところで適宜にやつてあると言わるならば、これに対するは当然超過勤務手当、或いは宿直料は支拂われていると思いますが、そういうものも殆んど支給をされずにやらされるというふうな不満もある。そういうところから先ほど申上げましたように、こういう徴税機構を癒癒させるというやり方が一つのやはり戦略、戦術的に私は考へておると思うのであります。では、従つて今のところまあ情報等も大した心配する必要はないと言つてある大臣の話だが、これは大分深刻化して事件等に鑑みましても、そういう情報が仮につかみ得ないとしても、あの当日にいたしましても、大体素人考へにいたしましても、あの日は何かどこかであるだろう、あの当日を狙わないといふではない、特に宮城前広場は問題になつておつたのだから狙うだろう。大体あの辺が危険地帯だといふのは想像がつくと思うのであります。従つて税務署等に対する襲撃、徴税機構の麻痺、或いは今の税金が高いからして

これに対する不満が強い、従つてこれを狙おうというような指揮がなされてゐるといふようなことが、あなたのところにまだ調査その他について全然入つていないのですか。ただ密造關係た

報について責任の地位にある私が、こいつのことがある、ああいうことがあつて、どういう手当をしております。一、二の例を

お聞き下さつたほうが却つて御審議の都合にいいと思います。そこで、どういう手当をし

てお考へになつておるのでありますか。それとも廻つて見ますと、予想より存

在する

問題

が多

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

政府の方針からなるであろうと考えられるのは、軍需産業だと思いますが、これは警察予備隊の増強、海上保安隊の増強と比べまして軍需産業だと思いますが、将来軍需産業も指定される見込であるかどうか。

いう緊要産業の定義をいたしましても  
金の問題とも関連して、金の量の……、  
だから一概にどうこううといふことは私  
はむづかしいのぢやないかと考えてお  
ります。

○國務大臣(池田勇人君) 幅を持つ持  
たんのその幅の問題ですが、只今お答  
えしたよくなところで大体銀行もわか

のばかりに集まつてしまふよりは、広くやはり平均して廻つて行くほうが

に解説してよろしいのでござります  
ね。

○國務大臣(池田勇人君) 第一は今開発銀行の指導方針が非常に広いので、問題はこの指導方針が広いにかかわら

込であるかといふか。  
○国務大臣(池田勇人君) そのときどきの様子によつて變るのでありまし

○菊川孝夫君 そうすると特に今必要になつて来たはうな緊要産業には、開

あなたはわかつて いるかも知れない  
が、この文章を読んだが二千では幾うの

発銀行の指導方針の閣議決定が広いと  
お考へてなつて、いるのですか、非常に

金の問題でござる問題であつて、そこをはつきりして頂きたいと思ひます。

て、軍需産業を入れるか入れんかといふ問題につきましては、やはり原則に従つて考えて行かなきやならん。お話をうなづかしいのであります、お話をのよろに、日本開発銀行の融資基準といふものを一応閣議決定して指導の方針にいたしておりますが、そういうものの基準にしてやつて行きたいと考えております。

知れんけれども、例えば織維会社は必要があるということを盛んに多く言われた当時があつたのですが、「これは別にこの織維会社のやつは設置資金じやなしに、これは運転資金で在庫の手当等の資金だろう」と思うのであります。が、そういうようなものも緊要産業として、やはりこれは織維産業を保護するという意味から行きまして、この緊要な産業にもそういう事件が起きた場合には、緊要産業として申請がありました場合によろしく解説して認可

○菊川章夫君 それは資金量と金融情勢も必要であろうが、それより以上に題は、資金量とそのときの金融情勢によつてきめられるべき問題だと思います。

○国務大臣(池田勇人君) その幅の問題ですが、窮屈に解釈して行くような方針であるか、それとも相當ゆとりを持たした解釈でやつて行くのかと、こういう点をお聞きしております。

○菊川幸夫君 私は狹いと考へております。  
○国務大臣(池田勇人君) 狹いとお考  
えになるからそういう議論が出るのだ  
らうと思います。今開発銀行の資金量  
からいつての方針にどれにも應ずる  
というと、それはもう何千億円という  
數になる。非常に広くきめて、ゆとり  
のつくりようになると、狭いとあれをお  
考えになるから問題が起るのだと思いま  
す。相当広範囲にやつておるので  
よ。もし二つの御意見ございまへん、二二

第一は緊要産業のうちにも軍需産業が入るかといふ問題ですが、軍需産業というのはどういうことをおっしゃるのか。鉄鋼、石炭或いは電気その他も見ようによつては入るのであります。そのときべつによつて只日本の置かれ大経済の状況からいつて、資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金といふことになれば、恐らくおのずからきめ得られると思ひます。

日本開発銀行はそういうふうに定めてあるが、日本開発銀行がやつておるものと、それをそのままここでその通りにするといふことは、到底不可能である。そこで、大蔵大臣はおおかしいと思うのだが、誰が、これを緊要産業だということを認めると、これは大蔵大臣に……、この信託借款の申請をした場合に大蔵大臣のほうで認めることになるわけであります。が、これは相当広範囲に解釈されるのが、先ほど御答弁された通りの開発銀行の大体今の運用通り、その程度に限定してまあ狭く解釈してやつて行くつもりか、これは広く解釈して行くつもりか、その点を一つ。

【資料】  
○国務大臣（池田男人君） 第一條の  
「資源の開発その他緊要な産業に対する  
長期資金の円滑な供給」のうちに織  
維關係の運転資金は私は入らんと思ひ  
ます。

○菊川寧夫君 それでは運転資金は入  
らんのであつて、長期資金という解釈  
はこれはすべて設備資金と、こういうう  
わけでござりますか。

○國務大臣（池田男人君） 大体、そう  
いうことに考えて行くのが適当と思ひ  
ます。

○菊川寧夫君 大体はそうであるかも  
知れないが、原則は飽くまでもそれを  
守つて行くのですか、大体はそういうう  
ことであつて、相当幅を持たして行くこ  
とかどうか、その点を聞いておるので  
す。

が、例えば朝鮮動乱の解決如何によつては私は必要だと思うのであります。それはこの緊要の各産業の度合といふのは相当私は變つて来ると思うのです。そういう点等は、ただ開発銀行の扱つているところの範囲内だといふに限定し……、もう最近ではすぐ電源開発だ、次は石炭だといつて、資源の開発等も直ちに電源開発、電源開発といふ、又勿論これは必要なことはわかつておりますけれども、その他今のお話では資金の幅、そういうことを特に言られておるのですが、余りに限定しますと、その指定された産業のほうはいいかも知れないけれども、指定外の産業のほうでは非常に困るであろうし、又この貸付信託の妙味というものは、或るべく広く運用するほうが妙味があるし、資本蓄積たつて、一つのも

ろか、非常に広いので、こういう方面を要求通り出し始めたたら何千億あっても足りない、こういうような事情です。だから広くなきをきめておきましたが、そうしてその間からそのときの様子によつて金融量でやつて行く。その建前が狭いか広いか、そこをおきめにならないといつまで経つても議論が盡きません。

ゆる國家總動員をする時代すらあつたのですから、今の國家の事態においてはそれは全部が軍需産業であるかも知れない。併し差当り問題になるのは艦船の製造、或いは航空機の製造、それから直接的な警察予備隊、海上保安隊等において使う戦器、兵器等の製造に当るのは私はどうしても當面今の政府としてはそういう方面へ主として……、主としてと言つては語弊があるが、そういう方面も当然対象になるかどうかということを申上げておるのであります。

○國務大臣（池田勇人君） 警察予備隊のほうの事情は、例えは兵舎をこしらえるとか、自動車をこしらえるとか、或いは電気通信機関のほうの仕事が大部分であります。私は今のところから申しますると電気の開発施設、自動車製造施設の分が、緊要産業に対する長

ゆる國家總動員をする時代すらあつたのですから、今の國家の事態においてはそれは全部が軍需産業であるかも知れない。併し差当り問題になるのは艦船の製造、或いは航空機の製造、それから直接的な警察予備隊、海上保安隊等において使う戦器、兵器等の製造に当るのは私はどうしても當面今の政府としてはそういう方面へ主として……、主としてと言つては語弊があるが、そういう方面も当然対象になるかどうかということを申上げておるのであります。

○國務大臣（池田勇人君） 警察予備隊のほうの事情は、例えは兵舎をこしらえるとか、自動車をこしらえるとか、或いは電気通信機関のほうの仕事が大部分であります。私は今のところから申しますると電気の開発施設、自動車製造施設の分が、緊要産業に対する長

期資金にどの程度の問題になつていて、かということになりますと、発電とか石炭とか鉄鋼の部類までまだ行つてないと思います。然るところ電気の発電、石炭或いは鉄鋼等に対しまして十分に資金量があつた場合に、この次に自動車の製造に長期資金を出すかどうかということが問題になつて来るだろうと思うのであります。併しこれはまだ金が余り多くないけれども、鉄鋼のほうには今もう金は要らん。水力発電も大体問題がないということになつて来ると、自動車の製造とか、電気、鉄鋼以外の製造というほうに考慮が行く場合もあります。そのときにはこれは緊要な産業ということになる。それだからそのときへによつて何故に緊要かということは、緊要の中でも度合があるものですから適当に考慮して金を使わせて行くのがいいと思ひます。

ての長期資金というものは、開発銀行にまだ多分なかつたと思う。併し情勢によつてそういうことになつて来れば、これは開発銀行の指導方針にそれも附加されることにやぶさかであります。○委員長(平沼彌太郎君) もよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め  
て。

○田村文吉君 大蔵大臣に伺いたいのですが、大体一年間どのくらいの金額を予定しておられますか。この法案で……。

○国務大臣(池田勇人君) これはなかなか一方で貯蓄債券も出ますし、それから今の無記名貯金で相当吸收もいなしておりますが、余り期待はできませんが、私は今の貯蓄の増強その他申しまして、相當に今度は……ほんの見込ですが、百億、まあ六、七十億、その程度まで行かせたいものだと思ひます。何分にもこれは御承知の通り、信託銀行とというのは少のうございまして、それから支店も一銀行で百とくか五百とか持つておるのじやございませんで、大概支店が十か十四、五ヶ所のものでござりますから、無記名貯金なんか伸びたようには伸びないと申します。

○油井賢太郎君 今の質問に関連するのですが、今大臣のおつしやつた七七億というのは、新規にこれは国民のわゆる簡易預金から出て行くものと認められますか。それとも大部分は無名定期なり何なりの預金の横流れとうふうに解釈していいですか。

○國務大臣（池田勇人君） そこで百億といつたのを七十億にしたという意味であつて、私の貸付信託の増加ということは、振替りの分は当てにしてはいけない。ネットのもので考えてはいるのであります。

○油井賢太郎君 併し、大臣は目的として振替りの分は当てにすべからずというお話、私も同感であります。実質的には振替りのほうが大部分であつて、振替られた金融機関といふものが資金源の枯渇を来たすという心配はないものですから。

○國務大臣（池田勇人君） 資金源の枯渇といふのではなくて、全部振替つたと同じことなんです。資金源は同じなんです。長期になつただけいい。どの程度振替るかという問題は厄介な問題です。これは無記名預金のほうでも振替りが五、六割、或いは六割五分というような説もあるのでございまして、貸付信託につきましても大体その程度のものじやないかと思います。

○油井賢太郎君 その際金融機関に対して特別な補充的措置は……やはり相当人気がよくて、貸付信託が案外伸びたという場合、貸付先はおのずから來つて来ると思うのです、その際補充的に金融の措置を講ずるということも当然考へられることですが、そういうふうなときには、そういう方策を立てておどりになるお考えはあるのですか。

○國務大臣（池田勇人君） これは信託銀行の經營者のとるべき、經營者の心構えでやつて行くべき問題で、大蔵大臣が「うせい、あわせい」といふことは、今からお約束するわけには行きませ

○油井質太郎君 私の言ふのは、信託銀行の内部的関係でなしに、信託銀行外の金融機関から相当横流れがあつた際、そういう際ににおいて、いわゆる資金源が減少したために金繰りが容易でなくなつたというような事態が起つた場合は、どうしようかお考へになるかどうか。これは或いは信託の約款を許可する場合において、大蔵省側において適当な措置を講じられるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 今申上げましたように、六、七十億くらいのネットの増だらうと、こう言つておるわけです。銀行預金なんかといふものは、今一年に數千億増ええる。これが數千億殖える前提に比して、貸付信託六、七十億ネットの増になる場合にどういうふうな措置をとるかということは、さほど問題じやないと思ひうのです。普通銀行の、いわゆる無記名とか或いは定期預金は大変移動するというふうな場合におきましては、これは興業銀行或いは勧業銀行の金融債の引受けのときに、も、そういうことに応じての指導をいたします。そのときになつて十分措置ができることがあります。御心配の点は万々起るまいと思ひます。御期待するまでのことはないのですね。

○油井質太郎君 では今問題になつてゐる電源開発あたりの資金にこれを大きく振向けるのであるといふふうに期待するまでのことはないのですね。

○國務大臣(池田勇人君) まああの手、この手でやらなければいかんの手で、先ほども触れましたように、將來債券で六十億の見込み、これは主として電源開発、来年度からは見返資金のほうも少し窮屈になつて来ますから、いろいろ手で電源開発とか或いは造船その他重点産業にやつて行く。これ

○油井豊太郎君 もう一点だけですが、実は昨日も政府委員に聞いて見たのですが、果然とできないのですが、この源泉課税が百分の二十、一本やりになつていますね。これは無記名定期と同じようにやはり百分の五十といふ、いわゆる選択課税があつてもいいのじやないかと思うのですが、この額が百分の二十、一本にされたというのはどういうふうなお考えなんですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは御承知の通りに投資信託がござります。あれと同じように、株式の投資信託と同じ率においておるのであります。投資信託と無記名定期預金の課税の率との調整をどうするかという問題は別個の問題と考えております。

○油井賢太郎君 私が懸念しますのは、これはやはり或る程度定期預金の引出にも役立つと思うのですけれども、そういつたような趣旨のようにも聞いておりますが、若しその際百分の二十、一本で総合課税も及ぼすということになれば、末端の税務署あたりでは、その百分の二十の源泉課税を総合にする場合に、この資金はどこからできたかといふように追究して行くことが相当多いのじやないかと思うのです。そういつたよろず懸念は、大臣としては考えられないのですか。若しそうだとすれば、やはり百分の五十の源泉課税も併せて付けておいたほうが、資金の獲得というはうにウエイトをおくのならよろしいのじやないか、こう思うのですか……。



○委員長(平沼潤太郎君) ちよつと皆  
皆さんにお願いしますが、大臣は連合委  
員会のほうにもおいで下さるそうです  
から、大分時間も経過しましたから、  
成るべく貸付信託専門に御質問を願い

○菊川孝夫君 貸付信託に関連しておきますが、実はそういう大臣の話など、信託会社というのもこういう長期間金というのはインフレの進んでおるときには、これはもう預けておいて五年間も信託しておいて、ころつと情勢が変つてくると、信託会社なんかもさびれて、一時信託会社ができる當時に銀行では脅威を感じたという時代も、「三井信託」が初めて乗り出して来た当時には相当この銀行との摩擦もやかましかつたが、今日では問題にされんようになつて来ておる、それに風吹き加えようとしてあなたのカソフル注射を與えたのだろうが、もう余り大した期待はできないにしても、併しこれは確かに信託で新大にこれによつて一つのチャンスを與えて、そつとして信託といふものについての興味も湧いて来るだらう。こういふふうには考えられますが、その際に成べくあの手この手といふのでありますが、当然それは保険会社あたりからも今度はあるの手この手が與えられていないから保険会社等からこういう要請があると思うのですが、将来こういう金額機関に新手のいろいろまいしい方法があればどん／＼新らしい方針で以てでき得る限り、まあ今までの古い數に全く囚われることなく、新らしい方針で、こういち資金を集めて、そして委本家の蓄積に資すると、これがまあ一貫した大蔵大臣としての方針であつて、いろいろの方法は考へてもおらわ

るし、又先ほども言われたように、いふ方法があつたら答申をしていいといふことで、議員立法ということとも考えられると思いますが、こういうものは或るべく多くしたほうがいいと、こんなふうなお考えでありますか。この点について……。

○國務大臣(池田勇人君) 多いとか少いという問題でなく、いいことならどんなんやつたほうがいい、こういうことなんです。

○岡崎眞一君 一度伺いたいと思つておりますのですが、大臣が丁度お見えになりましたので、実はこの貸付信託に関連しまして、信託銀行、この頃は信託銀行という名前になりましかが、もとへは信託会社で、信託会社という性格が多いと思うのですが、いろんなものを見ておりますと、金銭信託的な信託会社の働きが一番多くて、信託プロバーの仕事といふものは薄い別長期資金とか何とかという問題にかよう思ひますが、それであつて、この貸付信託といつたようなものは、特によく、実は金銭信託的な傾向が非常によく、信託会社の仕事といふもののが、だん／＼金銭信託といつたようなものに重点を置いて来るならば、銀行と殆んど変らないといふような気持があるのでですが、折角信託会社といふのが日本にあるわけなんですが、先ほど政府委員のかたから、日本の信託会社といふものは、発足した英米の組織と少し考え方が違うのだと、それから又、現在適に日本のような考え方のうへ、英米側のほうが近付いて来るというお説もあつて、日本のいろんな勢から判断しまして尤もだと思うところがあるのでけれども、大蔵省と

上、信託といふものに対してもどういふふうに育成して行かれる方針であるか、或いはまあこういふものはこのまま放つて置いてしまうのだということをか。こういつたことについてお考えをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) お話の点はわかるのでござりますが、大体日本で信託業を施行いたしましたのは大正十二年だつたと思ひます。その当時、本来の信託をやるということでスタートしたのであります。然るところ、敗戦後になりまして、もう富の再分配が行われて、信託会社というものの知識を持つた人に財産を信託して整理運用してもらはうなどの金持がなくなりやつた。で信託会社といふものが、今後邪道ではありまするが、あるときの状態から言つて、昔の金銭信託を主とするような、銀行になつてしまつた。本末顛倒といふわけです。併し日本の経済界がだん／＼安定し、伸びて行きますと、又本来の信託業務にてつてもららう。併し昔でも本来の信託業務だけでは立つて行かれなかつたのがりますから、今本来の信託業務をして得るようの方に向つて行きたい。前から言つておりますが、いろいろな方法で信託銀行を伸ばしてこうして本来の信託業務も徐々に発展つてもらうということは困難でございます。前から言つておりますが、この貸付信託ということを考えます

○岡崎寅一君 今のお話に私も実は関連してあります。まあ事情がそろそろいつのまにこざいますから止むを得ないと思いますが、信託業という業がある以上、それにまあ時がめぐつて来れば助成をするような育成方法をおとりになるということを、これはまあ希望するところです。最近、ここに長期信用銀行社案というのが出ておりますが、これは違うのですが、又大臣において頼るのも大変だと思うのですから……。最近、ここに長期信用銀行社案というのが出ておりますが、これはそのときにお聞きしてもらひのたれは私は尤もだと思いますが、それについて実は從来から日本には長期金というものを主体にしました興業銀行であるとか、勵業銀行とかいつたものがあつたんですが、それがアメリカ人が来て、商業銀行的な性格に変つたところで、どうしても日本の現状から、設備資金をとるということです。こういうことをお考えになるのは尤だと思いますが新らしいこういううのを作らなくとも、従来からありますようなものを、改正をしましたのを元に戻してやるということのほう経験とかいろいろな点から言つても新らしいものは勿論これは基礎も強であろうと思いますけれども、そういうのを利用してもうがいいじやなかろうかという、これはやはりその考え方の一端と御了承いたいと思います。

が、これは従来の日本の考え方と少くとも違つた構想でありますから、これは尤もだと思いますが、長期銀行ということになりますと、従来の観念そのものであります。どうかと思うのですが……。  
○国務大臣(池田勇人君) お話を通り、終戦前の日本の銀行制度を、今までそれを復活したらどうか、即ち興業銀行、勧業銀行、北海道拓殖銀行、こういうのであります、そういう考え方私はずつあると思います。考え方私はずつあると思います。いつ日本興業銀行につきましては、このまま長期金融になり得る。勧業銀行といふものは、まあ近言葉で言つて二足の草鞋を履いておる。これをばの長期不動産金融に立ち帰ることは好まない。こらいうふうなこともありますので、なかなかむずかしい。私は勧業銀行が今興業銀行並みに帰る意向も聞いたのであります。もう長いこと長期銀行に立ち帰ることは好まない。それにもいしましても長期金融機関とうものが相当の経験を持ち、相当の金を持たなければならんことござりますので、新たな設立につきましては、やはり既存の銀行とよく打合せし、又今までの既存の銀行に倣つてほど注意深くやって行かなければなりませんと存ります。

員 らよきていいと、うのう言ふ聲を従う誤りて通さ入ること。

昭和二十七年六月四日印刷

昭和二十七年六月五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所